

違反是正事例（事例4－2）

テーマ

＜ 自動火災報知設備未設置対象物に対する告発事例 平成21年 ＞

（命令・告発・16項イ）

- 遡及防火対象物の違反是正計画が進まない中、警告から命令、告発を行い違反是正に至った違反処理事例

防火対象物の概要

- (1) 用途 複合用途防火対象物（16）項イ
 - (2) 構造・規模 耐火造（地上5階 地下1階）
 - (3) 延べ面積 699 m²
 - (4) 収容人員 79人
 - (5) 消防用設備等 消火器・自動火災報知設備（地下1階のみ設置有）
誘導灯（一部設置有）
 - (6) 管理権原者等 所有者A（以下「A」という）（建物に居住している）
- ※ 建物登記簿では、A2/3、平成2年に死去したAの母1/3となっている。

5階	共同住宅倉庫			
4階	共同住宅			
3階	共同住宅（Aが居住）			
2階	麻雀店		電気工事店の倉庫(A)	
1階	靴修理店	電気工事店 (Aが経営)	居酒屋	不動産屋 (Aの妹Bが経営)
地下1階	カフェー			

1. 違反処理の概要

- (1) 違反処理までの経緯

ア 平成15年10月1日に施行された消防法施行令改正により自動火災報知設備が必要となった対象物であることを実態調査で把握。

(イ) 平成15年9月19日に事前通知書を交付。

(ロ) 平成16年5月26日に指導書をAに交付、平成17年8月1日までに設置する旨の改善報告書の提出があった。

イ 平成17年4月、関係者から「建物建替え計画があり、既に2社で見積もりを取得、銀行から承諾が得られれば即時着工に入る」との話がある。

ウ 平成17年6月～9月、「建築計画及び建物改築までの消防用設備等の設置免除の嘆願

書を届出する」などと主張していたが、確認申請など建て直しに関わる具体的な動きは見られない。その理由として、①資金難 ②建物建て替え等を理由に、自動火災報知設備等の設置は依然と拒否した。

(2) 警告書交付から命令までの経緯

ア 平成 17 年 11 月 10 日、1 階の居酒屋で火災発生。建物全体の立入検査実施。

(違反指摘内容)

- ① 誘導灯未設置 (屋内階段部分)
- ② 自動火災報知設備未設置 (地下 1 階を除く部分)
- ③ 避難器具未設置 (2 階)
- ④ 自衛消防訓練未実施
- ⑤ 消防用設備等点検未実施、未報告
- ⑥ 防火管理者未選任 (テナント部分)
- ⑦ 消防計画未作成 (テナント部分)

イ 平成 17 年 11 月 24 日、所有者 A 氏に対し警告書を交付。

所有者が留守であった為、妻が受領。名宛人は、所有者妻の供述に基づき A のみとする。

- ① 平成 18 年 4 月 30 日までに、1 階から 4 階部分に自動火災報知設備を設置すること。
- ② 平成 18 年 3 月 31 日までに、2 階部分に避難器具を設置すること。
- ③ 平成 18 年 3 月 31 日までに、階段部分に通路誘導灯を設置すること。
昭和 55 年から立入検査により 13 回繰り返し設置指導をしている。
- ④ 平成 18 年 3 月 31 日までに、消火器、自動火災報知設備、誘導灯の点検を実施し、報告すること。

(3) 警告から命令発動までの経過

ア 平成 18 年 4 月～平成 19 年 8 月、当該消防本部の方針として危険度の高い対象物から優先して命令を発動することとなった為、継続的な指導とすることで 1 年間の経過観察する。

しかしながら、以下の理由により設置の意思は見られなかった。

- (ア) 建て替え計画がある。(相続はすべて自分がするつもりであると主張)
- (イ) 建物竣工時に設置義務がなかった対象物に設置義務が生じる消防法に納得がいかない。
- (ウ) 金銭的に困難である。

なお、継続的な指導に対し、「何回も来ると営業妨害となる、最後まで戦う、裁判する」等、一方的に話し、消防職員の話は聞かない状態であった。

イ 平成 19 年 1 月 31 日、消防計画届出。2 階テナントが 2 階に避難器具 (避難ロープ) を設置。

ウ 平成 19 年 9 月 6 日～平成 19 年 11 月 16 日。第 1 回目の実況見分及びテナントの供述を聴取。面積は「建築同意書類調査書」の図面と同一である旨を確認。用途は見分と各テナントの供述から特定。

所有者は、「私の持ち分は2／3であり、母の相続分は登記していない。建物はすべて自分が管理しており、自動火災報知設備を設置するのであれば私となる。」という供述。建物1階で不動産業を営む法定相続人Bは供述拒否。

エ 平成20年6月～7月、第2回目実況見分実施。面積及び用途を再確認。

テナント等の関係者から再度供述を聴取。

オ 平成20年7月～平成20年8月、戸籍及び住民票からA氏の母の法定相続人（Aの妹2名、死亡した弟の妻と子供2名）の居場所を特定。供述を聴取した。

(ア) Aの妹名は当該対象物の一部で不動産業を営んでいるBであるが、BもAに家賃を支払っており、純然たる賃借人の立場である。

(イ) 法定相続人は全員、建物管理に一切携わっていない。

(ウ) 賃貸契約書から、建物を管理しているのはAのみであり、賃貸料もすべてを得ている。

(エ) Aの持ち分が1／2以上であることから、管理行為のうち単独で保存行為が可能である。

以上のことから、名宛人はAとした。

(4) 命令から告発までの経緯

ア 平成20年8月21日、命令書を交付するとともに公示を行った。

連絡を入れてからAの事務所に訪問したが本人は留守。防火管理者である妻が命令書を受領。

① 平成20年12月15日までに、地上1階から地上5階並びに屋内階段部分に自動火災報知設備を設置すること。

② 平成20年9月30日までに、屋内階段部分に通路誘導灯を設置すること。

イ 平成21年1月29日（上記①の期限から1か月後）、Aに対し違反内容の是正に係る催告書を交付。

ウ 平成21年3月23日、地下1階テナント部分の店舗が入れ替ったことから地下1階部分の立入検査及び実況見分を実施。

エ 平成21年4月23日、最終的な是正意思の確認の為、来署依頼通知を送付するが来署せず。

オ 平成21年5月14日、地方検察庁に告発。

(告発書の添付書類は以下のとおり。)

- 1 命令書交付の為の違反調査報告書
- 2 実況見分調書
- 3 質問調書（所有者、各テナント、法定相続人）
- 4 建物登記事項証明書
- 5 被告発人の住民票

- 6 法定相続人特定の為の謄本（実父の除籍謄本他、戸籍謄本関係）
- 7 建築同意書類調査書
- 8 地下1階の自動火災報知設備等に係る検査結果書
- 9 指導経過（自動火災報知設備及び誘導灯）
- 10 立入検査結果通知書
- 11 警告書、命令書、催告書写し
- 12 過去の火災（2回）調査書
- 13 賃貸借契約書（被告発人とテナント）
- 14 命令事項の履行期限に関する報告書

2. 違反処理の完結

(1) 告発

- ア 平成21年6月26日、(政令市)区検察庁へ移送した旨の処分通知書が送付される。
- イ 平成21年7月8日、区検察庁から処分通知書(起訴処分)が送付される。
- ウ 平成21年7月9日、簡易裁判所で略式命令(罰金50万円)が命ぜられる。
- エ 平成21年7月28日、略式命令確定
その後、略式命令を受けたこと、検察官から「命令に従わなかったら再度罰金刑となる」と言われ、自動火災報知設備を設置したいという連絡があり相談を受ける。

(2) 判決後の対応

- ア 平成21年9月2日、自動火災報知設備着工届出
- イ 平成21年9月30日、自動火災報知設備設置完了
- ウ 平成22年2月15日、誘導灯設置完了

(事例 4 - 2) グループ検討

テーマ

〈 自動火災報知設備未設置対象物に対する告発事例 〉

1. 違反処理の名宛人の特定要領

名宛人の特定をする際には、どのような事務処理を行うか検討してください。

本事案のように登記上の所有者が死亡しており相続人による登記がなされていない場合では、どのようにして特定したら良いか意見交換してください。

2. 違反調査及び違反是正指導の方法

「工事費用がない。建替予定がある。」という建物所有者に対する違反調査時にはどのようなことに留意して調査をしますか。

また、その場合の関係者に対する違反是正指導及び違反処理はどのようにすべきか検討してください。

3. 命令書の教示

命令に際して、命令書に教示を記載する必要がありますが、不服申立てすべき行政庁と不服申立てすることができる期間はどのようになりますか。また、処分の取消訴訟の被告とすべき者と取消訴訟の出訴期間はどのようになりますか、検討して下さい。

4. 告発への移行

命令から告発への移行時期は妥当であったか、催告書の交付はどのように考えるかなど検討してください。

また、告発先、告発に必要とされる書類、タイミングなどについて検討してください。

アドバイザーが付加提示した課題及びその他グループで意見が出た内容の検討

(参考) 違反処理標準マニュアルから

第4 違反処理関係書式の記入要領等 第11各種書式作成例

(5) 作成例⑤ 「質問調書(命令前)」

質問調書(第〇回)

質問実施日時 開始 〇〇年〇〇月〇〇日 午後〇時〇分
終了 〇〇年〇〇月〇〇日 午後〇時〇分

防火対象物の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
防火対象物の名称 〇〇〇ビル

上記防火対象物について、本職が上記所在地で下記の者に質問したところ、任意に次のとおり供述した。

被質問者住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇 〇〇
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳)
職業(職名) 会社員

- 私の名前は、〇〇〇〇です。
昭和〇〇年〇月〇日生まれの〇〇歳です。
住所は、〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号で、本籍は、〇〇県〇〇市です。
本日、私が取得した運転免許証の写しを持参しましたので、任意に提出します。
このとき本職は、被質問者が任意に提出した運転免許証の写し1枚を、本調書の末尾に添付した。
- 私は、〇〇大学の経営学科を卒業後、株式会社〇〇〇に入社して、〇〇県で営業職や店舗の食品部門の担当として勤務しておりました。しかし、令和〇年〇月に父が死去したことから地元に戻り、現在は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地にある株式会社〇〇〇〇〇に勤務しています。
消防法令に関する資格は、甲種防火管理講習の課程を修了し、防火管理者の資格を取得しました。
- 〇〇〇ビルについて説明します。
この建物は、私の父が昭和〇〇年に建築した建物で、〇〇県〇〇市にある〇〇建設に依頼して建築したと記憶しています。私の父の〇〇〇〇は、不動産業を営んでおり、〇〇県内に5棟のビルを所有しておりました。〇〇〇ビルも父が所有していたビルの一つです。
父の死去後、父が所有していたビルのうち〇〇ビルは私が相続しましたが、それ以外の4棟はすべて売却しました。
〇〇〇ビルは、令和〇年〇月に相続に伴う登記などの手続きをすべて完了し、現在は、私の個

人所有となりました。私以外に所有者はいません。

〇〇〇ビルは、地上3階建て、建築面積200平方メートル、延べ面積600平方メートルです。建築当初から増改築はしておらず、登記上の面積も建築当初と変わりありません。父が過去に市役所や消防署に提出した書類も確認しておりますが、面積は変わりありません。

4 〇〇〇ビルの使用状況について説明します。

1階は、建築当初から父が経営していた有限会社〇〇〇〇（不動産業）の事務所として使用していましたが、父が病気となってからは会社も事務所も閉鎖し、しばらくの間は使用していませんでした。

父の死去後も、しばらくの間は空室となっておりますが、飲食店を経営している〇〇株式会社から賃借したいという要望があるとの連絡が2階及び3階の賃貸契約を仲介している〇〇不動産からあり、令和〇〇年〇〇月に〇〇株式会社と賃貸借契約をし、今は、〇〇株式会社が飲食店として使用しています。賃貸借契約は、私と〇〇株式会社の契約となっています。

2階は、建築当初から株式会社〇〇、〇〇支店が入居しております。3階は、平成〇〇年〇月から〇〇法律事務所が入居しています。賃貸借契約は、全て〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地にある〇〇不動産に仲介してもらっています。建築当初は、1階から3階まで全て事務所の用途で使用していました。

5 消防法令に関する違反についてお話しします。

令和〇〇年〇〇月に〇〇消防署の立入検査があり、統括防火管理者の未選任、消防用設備等の点検未実施及び自動火災報知設備の未設置などの違反があると指摘されたことは〇〇不動産から通知書を渡され、説明も聞いていたので承知しております。自動火災報知設備が設置されていない建物として消防本部のホームページに公表されていることも知っています。1階部分の飲食店が調理で火気を使用していることから飲食店の入居する前と比べて火災発生の危険性が高くなっていること、また、火災が発生した場合に自動火災報知設備が設置されていないことにより火災の発生をビル内にいる利用者に早期に知らせることができず、避難が遅れる可能性があり、危険だということも認識しています。

建物を相続した後に使用していなかった1階部分に飲食店が入居したことで建物全体に自動火災報知設備が必要になったと聞いています。警告書という書類は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に私が消防署の方から直接受け取りました。是正期限があったことも認識しています。

6 本日までの違反の是正状況についてお話しします。

統括防火管理者の未選任については、〇月に私が防火管理講習を受講し、その後、必要な届出を消防署へ提出しました。消火器の点検は〇〇不動産を通して業者に依頼して実施しました。

自動火災報知設備については、〇〇不動産が見積りを取ってくれたので確認しましたが、高くて直ぐには対応出来る金額ではありませんでしたので設置していません。

飲食店は火災が多いことは消防署の方からも聞いています。飲食店を入居させなければよかったと思いました。飲食店を入居させると設備が必要になることは仲介した〇〇不動産からも聞いていませんでした。設備を設置する費用は、今はありません。

飲食店に設置費用の一部を負担してもらうか、退去してもらうか、場合によっては、ビルの売却も考えなくてはならないと思っていました。

私は、〇〇ビルの所有者ですが、今は別の仕事をしており忙しく、また、法律も詳しくないの

で、仲介している〇〇不動産とも再度相談してみます。

7 自動火災報知設備を設置するように消防署から命令されることを聞きました。

建物に標識が設置されることや命令を履行しない場合に罰則を受ける可能性があることも説明を受けて理解しています。

仲介した〇〇不動産やテナントにも責任があるのではないかと考えていました。設備の設置に係る見積りなどを確認するとともに融資を受けることも検討したいと思っています。

本日、各階の賃借人と私との最新の賃貸借契約書の写しを持参しましたので、任意に提出します。

このとき本職は、被質問者が任意に提出した〇〇ビル1階、2階及び3階部分の賃貸借契約書の写し各〇枚計〇枚を、本調書の末尾に添付した。

被質問者名 〇〇 〇〇 印

上記のとおり、録取して読み聞かせた上、閲覧させたところ、誤りのない旨申し立て、各葉の欄外に押印し、末尾に署名押印した。

令和〇年〇月〇日

録取者 〇〇消防署 消防司令補 〇〇 〇〇 印

記録者 〇〇消防署 消防士長 〇〇 〇〇 印

※斜体は手書き部分を示す。

(3) 作成例③ 「実況見分調書（命令前）」

実況見分調書（第〇回）

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇消防署

消防司令補 〇〇 〇〇 印

「〇〇〇」ビルと称する防火対象物における消防法令違反について本職は次のとおり見分した。

1 実況見分日時

令和〇年〇月〇日 午後〇時〇分から午後〇時〇分まで

2 実況見分の場所及び施設又は物

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号 〇〇ビル

3 実況見分の目的

消防法令違反（自動火災報知設備の未設置）に係る事実の確認のため

4 実況見分の立会人（住所・職業・氏名・年齢）

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号

会社員

〇〇 〇〇（〇〇歳）

5 実況見分の経過

(1) 現場の位置及び周囲の状況

現場は、〇〇市役所から北へ図測〇〇〇メートル、〇〇旅客鉄道株式会社〇〇線〇〇駅から西へ図測〇〇メートルに位置し、周辺は物品販売店舗や飲食店等が立ち並ぶ商店街である。（図〇参照）

(2) 建物周囲の状況（図〇・付近図参照）

建物北側には、幅員〇メートルの公道があり、公道沿いは商店街となっている。

建物周囲のうち北側以外の3面は、建物で囲まれており、屋外に階段は見当たらない。

建物東側には、〇メートル離れて2階建ての物品販売店舗、建物南側は、〇メートル離れて3階建ての事務所ビル、建物西側は、〇メートル離れて3階建ての飲食店がある。（写真〇、〇、〇参照）

(3) 建物の状況

ア 外観の状況

(ア) 建物の外観を北側の公道上から見分する。建物は地上3階建てに見える。1階には、東側寄り入口と中央部分に「カフェ〇〇」と書かれた出入口（自動ドア）、計2箇所の入口がある。（写真〇参照）

(イ) 東側寄り入口脇の壁面には、「〇丁目〇ー〇」と記載された住居表示と「〇〇ビル」「1階カフェ〇〇」「2階株式会社〇〇（〇〇支店）」「3階〇〇法律事務所」と記載された看板が設置されている。（写真〇参照）

この時、立会人から「このビルは、私が所有しているビルです。3階建てで、1階はカフェ〇〇、2階は株式会社〇〇の〇〇支店、3階は〇〇法律事務所が入居しています。」と説明があった。

(ウ) 建物外周を北側から時計回りに計測したところ、北側壁面は〇メートル、東側壁面は〇メートル、南側壁面は〇メートル、西側壁面は〇メートルであった。(図〇、写真〇、〇、〇参照)

イ 1階店舗の状況

(ア) 建物北側1階中央部分の「カフェ〇〇」と書かれた出入口から入り店舗内を見分する。室内には中央に2メートル×2メートルのテーブルが6台あり、各テーブルの周囲には椅子が4席ずつ設置されている。テーブル及び椅子はすべて固定されており、各テーブルの上には「料理、飲物、値段等が書かれたメニュー」が置かれている。(図〇、写真〇、〇、〇参照)

この時室内にいた〇〇〇〇から「私は、カフェ〇〇の店長です。この店は飲食店で、ソフトドリンクのほか、アルコール、食事などを提供しています。調理には電子レンジやガスレンジを使用しています。営業時間は、午前11時から午後10時までです。従業員はシフト制で常時4名が勤務しています。〇〇株式会社が経営しています。」と説明があった。

(イ) 店内北東側には、トイレがあり、西側には、カウンターが設置されている。

カウンター内には、食器棚、冷蔵庫、電子レンジ、ガスレンジなどが置かれており、北側には、レジ台が設置されている。ガスレンジの下には、消火器が設置されており、消火器には、「点検年月日〇年〇月〇日」と記されたシールが貼られている。

(ウ) レジ脇には、「営業許可書 営業所の所在地 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号 営業所の名称カフェ〇〇 営業者の氏名 〇〇株式会社 営業の種類 飲食店営業」等と記載された書面が掲示されている。(写真〇、〇参照)

(エ) 室内を計測すると、南北に〇メートル、東西に〇メートルであった。南側及び西側には、窓が各2箇所設置されている。東側には、鉄製の扉が設置されており、扉のノブの下にはサムターン錠が設置されている。鍵は閉まっていたが、右に回すと開錠し、扉を開けると1階ホールへの出入口となっている。(図〇、写真〇、〇参照)

(オ) 室内、カウンター内、トイレ内には、自動火災報知設備の感知器（以下「感知器」という。）、自動火災報知設備の受信機、発信機、表示灯及び地区音響装置（以下「受信機等」という。）は見当たらない。(写真〇、〇、〇参照)

ウ 1階ホール及び階段室の状況

(ア) 建物北側の東寄り出入口から入り見分する。正面はホール及び階段室となっており、東側壁面には、金属製のポストが設置されている。(図〇写真〇、〇参照)

ポストには、「1階カフェ〇〇」「2階株式会社〇〇 (〇〇支店)」「3階〇〇法律事務所」と表示されている。(写真〇参照)

(イ) 西側には、「カフェ〇〇」に通じる鉄製の扉がある。(写真〇)

(ウ) ホールの南東側には、屋内階段が設置されている。ホール及び階段室内を計測すると、南北に〇メートル、東西に〇メートルであった。(図〇、写真〇、〇、〇参照)

(エ) ホールの天井面及び壁面には、感知器、受信機等は見当たらない。(写真〇、〇参照)

(オ) 階段の下には消火器が設置されており、消火器には、「点検年月日 〇年〇月〇日」と記さ

れたシールが貼られている。(写真○参照)

エ 2階への階段及び2階階段室の状況

(ア) 階段を昇ると踊り場があり、折り返して更に昇ると2階に到達する。階段の幅員は○センチメートルであった。(写真○・図○参照)

(イ) 2階の階段室内を計測すると、南北に○メートル、東西に○メートルであった。(図○、写真○、○、○参照)

西側には、網入りガラスの入った鉄製の扉が設置されており、扉脇に「株式会社○○ (○○支店)」と記載された表札が掲示されている。(写真○参照)

(ウ) 階段及び2階階段室内の天井面及び壁面には、感知器、受信機等は見当たらない。(写真○、○参照)

(エ) 鉄製の扉の北側には、消火器が設置されており、消火器には、「点検年月日 ○年○月○日」と記されたシールが貼られている。(写真○参照)

オ 2階の室内の状況

(ア) ホール西側の鉄製の扉から入り、室内を見分する。

出入口から○メートル西側には、「受付」と記載されたカウンターがあり、その上に電話が設置されている。電話の上部壁面には、係名と電話番号が記載された表示板が設置されている。(図○、写真○、○参照)

室内には、机、椅子、ロッカーが置かれている。北東側にはトイレがあり、室内にはトイレ以外に間仕切りはない。室内の南側には、給湯器が設置されている。(図○、写真○、○参照)

室内を計測すると、南北に○メートル、東西に○メートルであった。北側、南側及び西側には窓が各2箇所設置されている。(写真○、○、○、○参照)

(イ) この時、室内にいた○○○○から「私は、株式会社○○、○○支店の支店長です。ここでは経理事務を行っており、9人の従業員が勤務しています。」と説明があった。

(ウ) 室内及びトイレ内には、感知器、受信機等は見当たらない。(写真○、○参照)

カ 3階への階段及び3階階段室の状況

(ア) 階段を昇ると踊り場があり、折り返して更に昇ると3階に到達する。階段の幅員は○センチメートルであった。

この時、立会人から「ここが3階です。屋上に昇る階段や梯子等はありません。」と説明があった。

(イ) 3階の階段室内を計測すると、南北に○メートル、東西に○メートルであった。(図○、写真○、○、○、○参照)

西側には、2階部分と同様の位置に網入りガラスの入った鉄製の扉が設置されており、扉脇には「○○法律事務所」と記載された表札が掲示されている。(写真○参照)

(ウ) 階段及び3階の階段室内には、感知器、受信機等は見当たらない。(写真○、○参照)

(エ) 鉄製の扉の北側には消火器が設置されており、消火器には、「点検年月日 ○年○月○日」と記されたシールが貼られている。(写真○参照)

キ 3階の室内の状況

(ア) ホール西側の鉄製の扉から入り、室内を見分する。

この時室内にいた〇〇 〇〇から「私は、〇〇法律事務所に所属する弁護士です。ここでは依頼主との打合せや書類の作成を行っており、5人の従業員が勤務しています。」と説明があった。

(イ) 室内には、机、椅子、ロッカーなどが置かれている。北東側には、トイレがあり、室内には、トイレ以外に間仕切りはない。室内の南側には給湯器が設置されている。(図〇、写真〇、〇、〇参照)

室内を計測すると、南北に〇メートル、東西に〇メートルであった。北側、南側及び西側には、窓が各2箇所設置されている。(写真〇、〇、〇、〇・図〇参照)

(ウ) 室内及びトイレ内には、感知器、受信機等は見当たらない。(図〇、写真〇参照)

ク 階段の状況について

この建物には階段が1系統あり、各階の扉を除いて壁体と天井で囲われており、外気に解放されている開口部はなかった。

ケ 消防用設備等の設置状況について

見分した範囲には、消火器以外の消防用設備等は見当たらない。

立会人から「この建物に自動火災報知設備は設置されていません。」と説明があった。

(4) その他

ア 本見分にあたり、次の2名を補助させた。

(ア) 図面作成 〇〇消防署 消防士長 〇〇〇〇

(イ) 現場写真撮影 〇〇消防署 消防副士長 〇〇〇〇

イ 本見分の結果を明らかにするため、図〇枚、現場写真〇枚を本調書末尾に添付した。

(4) 作成例④ 「実況見分調書（告発前）」

実況見分調書（第〇回）

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇消防署

消防司令補 〇〇 〇〇 印

「〇〇〇」ビルと称する防火対象物における消防法令違反について本職は下記のとおり見分した。

記

1 実況見分日時

令和〇年〇月〇日 午後〇時〇分から午後〇時〇分まで

2 実況見分の場所及び施設又は物

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号 〇〇ビル

3 実況見分の目的

消防法令違反に係る事実について変更の有無を確認するため

4 実況見分の立会人（住所・職業・氏名・年齢）

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号

会社員

〇〇 〇〇（〇〇歳）

5 実況見分の経過

見分にあたり、本職は、本件防火対象物に係る令和〇〇年〇〇月〇〇日付け実況見分調書（令和〇〇年〇〇月〇〇日実施、作成者 消防司令補 〇〇 〇〇）をもとに防火対象物の状況に変更がないかを確認するものとする。なお、略称については同じものをそのまま使用する。

(1) 建物の外観の状況

北側の公道上から建物の北側を見分すると、建物出入口や東側寄り入口脇の側面に設置された看板等に変更はない。（図〇、写真〇参照）

(2) 1階室内の状況

1階中央付近の「カフェ〇〇」と書かれた出入口から入り店舗内を見分すると、テーブル、椅子、トイレ、カウンターの配置等に変更はなく、天井面及び壁面には、感知器、受信機等は見当たらない。（図〇、写真〇参照）

カウンター内の食器棚、冷蔵庫、電子レンジ、ガスレンジ、レジ台の配置等に変更はなく、レジ脇には令和〇年〇月〇日の実況見分時と同じ営業許可書が掲示されている。（図〇、写真〇参照）

(3) 1階ホール及び階段室の状況（図〇、写真〇参照）

建物北側の東寄り出入口から入り見分すると、カフェ〇〇に通じる鉄製の扉の位置等に変更はなく、天

天井及び壁面には、感知器、受信機等は見当たらない。(図○、写真○参照)

(4) 2階への階段及び2階階段室の状況

2階への階段及び2階階段室の鉄製の扉の配置等に変更はなく、天井面及び壁面には、感知器、受信機等は見当たらない。(写真○、○・図○参照)

(5) 2階室内の状況

2階階段室西側の鉄製の扉を開け、室内を見分すると、机、椅子、ロッカー、トイレの配置等に変更はなく、天井面及び壁面には、感知器、受信機等は見当たらない。(写真○、○・図○参照)

(6) 3階への階段及び3階階段室の状況

3階への階段及び3階階段室の鉄製の扉の配置等に変更はなく、天井面及び壁面には、感知器、受信機等は見当たらない。(写真○、○・図○参照)

(7) 3階室内の状況

3階階段室西側の鉄製の扉を開け、室内を見分すると、机、椅子、ロッカー、トイレの配置等に変更はなく、天井面及び壁面には、感知器、受信機等は見当たらない。(写真○、○・図○参照)

(8) その他

ア 本見分にあたり、次の2名を補助させた。

(ア) 図面作成 ○○消防署 消防士長 ○○○○

(イ) 現場写真撮影 ○○消防署 消防副士長 ○○○○

イ 本見分の結果を明らかにするため、図○枚、現場写真○枚を本調書末尾に添付した。